

建物を安心して利用していただくために

# 重大な消防法令違反の建物を

# 公表します！



## ★ 違反対象物公表制度とは

利用者自ら建物の情報を入手して利用を判断できるように、ホテル、飲食店、物品販売店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが未設置）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を中津市のホームページに掲載し、公表する制度の事です。

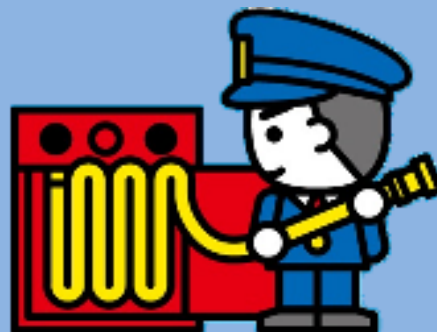
## ★ 公表方法

○ 中津市ホームページへの掲載

※ 公表は、違反が是正されたことを消防が確認するまでの間継続します。

## ★ 公表内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容
- ④ 公表日
- ⑤ その他消防長が必要と認める事項



## ★ 防火対象物の関係者の皆様へ

公表制度に該当する違反対象物は、**無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更**によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、事前に消防本部予防係までご相談ください。

### 【問い合わせ先】

〒871-0027 中津市大字上宮永 364番地  
中津市消防本部 消防課 予防係  
TEL 0979 (22) 9831